

別紙（公開用）

30 香南総発第 552 号
平成 30 年 12 月 28 日

香南市監査委員 様

香南市長 清藤 真司

住民監査請求に基づく勧告に係る措置について（通知）

地方自治法第 242 条第 9 項の規定により、住民監査請求に基づく勧告に係る措置について、下記のとおり通知します。

記

1 勧告年月日

平成 30 年 10 月 11 日

2 勧告内容

不明金 47 万 7,700 円について、市長は自らの裁量で、損失補填方法を決定し、不明金額を補填するための措置をとること。

3 措置内容

本件については、平成 30 年 10 月 12 日、南国警察署に被害届を提出している。

現在、南国警察署において捜査中であり、今後の捜査により、一定の真相が明らかになった段階で手続に入る予定である。